

## 正倉院展に学ぶ

久保 トミ子

私が正倉院の宝物拝観に凝りだして二十余年。中津を夜の八時にたてば、翌朝八時半には奈良国立博物館の前に並ぶことができる。

この正倉院展は、昭和二十一年に第一回、今年で三十二回目を迎えたのである。年一回の虫干をかねて、一般公開するようになり、聖武天皇・光明皇后をはじめ東大寺ゆかりの、その当時の仏画・調度品・文房具・楽器・衣服・佩飾品・食品・薬物・刀剣類・古文書等々、南・北・中の倉の何千点もの中から六十点——九十点位が毎年展示され、古代の人々の生活がうかがえる貴重なチャンスである。

「虫干しや甥の僧訪う東大寺」昔はなかなか拝めなかったのに、時代は大きく転換した。

初めて宝物を拝観して驚嘆させられた数多くの中で、特に心をひかれた物は弾弓であった。

この弓は、長さ一六二cm、梓の白木造り、弦は竹製で、その中央に丸座を造り、この丸座に玉をあてて弾いたものであろうか。弓身の内側に装飾画として墨絵で唐朝風の人物九十六人を描き、その人物は唐代流行の軽業や手品等の曲芸を演ずる者と、観覧している人物で、実に素晴らしく、私はその前を去るに忍びなく、閉館まぎわまで喰い入るように眺めたものであった。

次に狩猟文琵琶は総長八十九、七cm、巾四一、七cmで、これも繊細な文様の美しさに、田舎者の私は、ガラスのケースに張りつくようにして眺めた。

恵美押勝・道鏡・光明皇后さては、幼少の頃、驚にさらわれたという良弁上人の直筆。恵美押勝の文書に「恵美押勝朝臣」の朝臣の二字が書ききれずに尻をゆがめて書いていることや、下手な道鏡の文字に限りない人間臭さを感じ、また問題になっている案牒論の本文はともかく、署名の藤三娘の三字だけは、光明皇后の御筆にまちがいないと専門家は保証している。その藤三娘の三字の、いい知れぬ温もりは、千二百年の隔たりを全く忘れさせる。

研修を終えて、公園の芝生に、遅い昼食をとりながら、ど

んな無理をしてでも、南北中の収蔵庫の宝物を全部拝観した  
 いものなどと贅沢なことを考えている間に、鹿に弁当を食  
 べられてしまったこともあった。

こうして私の正倉院展見学は毎年続けられていった。絵画  
 ・器物に魅せられながらも古文書に特にひかれ、幼稚ながら  
 も読解することが無上の楽しみで執念となつてしまった。

初めの頃の観覧者は、歴史や古美術に興味のある人ばかり  
 で入場者は少なく、何度も何度も、繰り返し観賞したもので  
 あつたが、近年は、中・高の修学旅行生から小学生までが押  
 しかけて、自分一人では動けず、後ろから押しやられて進む  
 有様で、時をかけて書き写していると叱られる始末。それで  
 も、わざわざ九州から来たのだからと、顔の皮も千枚張りに  
 して、もみくちゃにされながらも書き写したものだ。(撮影  
 は厳禁)

その貴重な古文書により当時の社会の民衆の生活振りの一  
 端を識り得ることができたので少しばかり記載してみよう。



(一) 豊前国仲津郡丁里戸籍

戸主 秦部乎磨 年伍拾柒歳 正丁 課戸

妻	都加自売	年伍拾貳歳	丁	妻
男	秦部 竜	年貳拾參歳	正丁	嫡子
男	秦部小竜	年貳拾貳歳	正丁	
男	秦部黒麿	年拾柒歳	少丁	
男	秦部赤麿	年拾肆歳	小子	
子	秦部鳥麿	年 柒歳	小子	上件四口嫡弟
女	秦部竜売	年拾捌歳	丁女	
女	秦部身売	年 拾歳	少女	
外孫女	秦部宇提売	年壹歳	緑女	童売女
戸主	秦部小人	年陸拾歳	病疾	課戸
妻	秦部入提売	年伍拾柒歳	旧妻	
	秦部牛麿	年肆拾歳	廢疾	寄口
	秦部小広	年伍拾貳歳	廢疾	寄口
男	秦部得磨	年拾壹歳	小子	嫡子
婢	姫売	年參拾柒歳	小子	戸主婢
	受田	志町陸段伯捌拾捌歩		

これは大宝二年(一七〇二)の豊前国仲津郡丁里の戸籍の  
 一部で、律令国家は公地を公民に班給し税を課するために、確

実に人口をつかむことから戸籍が作製された。

記載事項は、戸主名、戸主と戸口との関係、戸口間の続柄、それらの者の姓名、年令と年令に依る区別、性別、税の課不課の別などが記されている。

豊前の国の戸籍は、外に上三毛郡の戸籍が二巻宝庫に残っているそうである。戸毎の受田額が明記されているのが特徴で、また国印を文字の上に捺するのが正式で、未記入の所には捺されてなく厳格なものである。

又、戸籍面に、

妾 秋度勝衣縫売 年 式拾柒歳 丁妾  
男 古溝勝宇曆 年 式歳 緑子 妾男

などとあって、妾とか婢、又は妾男とはっきり記入されている。

受田額中の数漢字

- 壹 貳 參 肆 伍 陸 柒 捌 玖 拾
- (一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十)

(二) 月借錢解げつしゃくせんのかげ (借金証文)

謹解 申請月借錢事

利百捌十三文 在左京八條四坊

合柒百文 質物家一箇

地十六分之二四分一在

他田舎人達足 二百文物板屋一間

幸内連真公 五百文

右件錢限三箇月二人同心死生

無関本利并將進納以状

謹解

宝龜三年十二月廿九日

他田舎人達足

幸内連真公

「解」とは、官に上申する時に使用した言葉で、当時の役

所は、物資と貨幣で調達しており、多量の貨幣を準備するため、各役所が内部で高利貸(錢出挙ぜにすいと)をしていた。下級官吏も妻子を抱えて都に住んでいるため、この錢出挙に依存していたようで、保證人を立てたり、二人同心して契約した場合

もみられ、質種は家宅や布施で写経の仕事量にもよったよう  
だ。

出挙すいと||中国の隋・唐・宋・元の時代及日本の古代に利息付  
の貸借で、政府が設けたのが公出挙くすい、個人がしたのが私出挙  
である。この制度は、稲穀や金銭を貸し付け利息を取った。

利子が高く現代のサラ金地獄とあまり変わらぬ。天平宝字年  
間・同六年(七六二)春は、五百五十文で米一石(現代の四  
斗約七十二ℓ)買えたが、同年の暮れには六斗しか買えな  
かったらしい。

(三)備中国大税負死亡人帳 (免税報告書)

建部郷死亡人式人

免税 壹佰陸束 穀 陸斗

岡本里戸丸部得麿西漢人志卑売

玖拾貳束

天正十一年三月廿三日死

戸主建部恵師口建部猪磨 拾肆束

願 八束

穀 六斗

天平十一年九月十日死

河面郷死亡人參人免税貳百柒拾束

願 貳百陸拾四束

穀 六斗

神治里戸主津臣益麿口建部猪磨 壹佰束

天平十一年十一月十二日死

辛人里戸主秦人部稻磨秦人部弟嶋 玖拾束

願 八十四束

穀 六斗

天平十一年五月廿四日死

戸主赤染部首馬手 捌拾束

天平十一年三月廿九日死

大井郷死亡式人 免税 壹佰參拾陸束

田後里戸生部首加都良 壹佰貳拾陸束

天平十一年五月廿五日死

粟井里戸東漢人部刀良手 拾束

天平十一年六月廿六日死

註日類くわい (切り穂のままの稲…種枲用)

穀 (扱つきの米……………保存用)

一束 (扱一斗…玄米約五升 (九ℓ))

一斗 (今の約五升…玄米)

備中国で天平十一年(七三九)に公出挙未返済のまま死亡し負債免除になった人々の調査報告の文書で、大税とは狭義には田租を意味するが、広義には官稱の総称で、これは、高利で貸していた公出挙稲のことである。公出挙は税制化されていたが死亡人は免除されることになっていた。各郡郷ごとに死亡人数と免除額を掲げ、戸主名と死亡人名を列記し、その負債額と死亡年月日を書き上げている。穎と穀との区別に省略が見える。

四 但馬国司解等 (奴婢関係文書)

天平勝宝二年(七五〇)正月八日、但馬国の国司が命令を受けて、国内の奴婢を買い集め、東大寺に真進した文書で、当時の奴婢は売買されていたこと、及び、その値段などがわかり、東大寺で使用されていた奴婢の実態を知ることができ

但馬国司解 申進上奴婢事

合進上奴婢伍人三人奴婢價肆仟伍伯拾束  
二人婢

奴 池磨 年廿四 價稲 玖伯束

唇左上黒子はぐろ

右出石郡少坂郷主戸外從七位下宗加部

奴 槽磨 年廿四 價稲 玖伯束

右目後凡

右同郡穴見郷戸主天生真山方之奴

奴 藤磨 年十五 價稲 捌伯束

鼻折左辺黒子

婢 田吉女 年十九 價稲 壹阡束

左額黒子

右朝来郡東市郷戸主赤染部大野之婢

婢 小當女 年十七 價稲 玖伯伍拾束

額右黒子

右二方郡岐大郷戸主采女直真鶴戸采女直王手女之婢

義努人長謹解 申請暇日事

合三箇日

右為療親母之胸病

請如件謹以解

天平宝字四年九月十六日 義奴人長

この名簿につけた文書の内容を把握すると、民部省から天平勝宝元年九月二十日太政官令として、大納言正三位藤原朝臣仲麻呂から命令が出されているが、それに依ると、奴婢の條件は、年令は三十未満、十五才以上で、容貌端正にして正税にあたる者を出すようにとの布告である。

い。

巨勢村国謹解 申請暇事

合三箇日

右依可修理破屋請件暇日如前

仍注状謹解

(破れ家の修理をするので三日間の休暇を頂きたい。)

伍 杖部子虫請暇解 (休暇願)

写経生や写経所の官人などの休暇願で其の理由もいろいろ

大原因持謹解 請暇日事

合伍箇日

右請穢衣服洗為暇日

如前以解

天平宝字二年十月廿一日

(この休暇願は衣服の洗濯をするので五日間の休暇をくれと願い出ている。)

足奈公磨 謹解 申請暇日事

合五箇日 五月六日

右以今月六日姑死亡此因重障不得参向宣当月以十八日

将参上仍注状以謹白

宝龜二年四月十三日

(姑の死によりいろいろ障りが重なったことについての休暇願らしい。)

この外に、盗難にあったので休暇が欲しいとか、病気のためとしては、足痛・腰痛・下痢・赤痢も休暇の理由になっていることから、運動不足による職業病もうかがえる。尚、上からの圧迫が非常に強かったとは感じられず、むしろ、のんびりとした当時を思わせるものがある。

六 出雲国救済者名簿 (福祉政策)

律令時代には水害・旱害・蝗害などの災害や、祥瑞の祝賀には、高令者・孤兒・窮民などに米塩を支給しこれを賑わした。当時の用語でこれを賑給と呼んだ。

狭結郷高年已下不能自存已上志拾玖人賑給

巖玖解伍斗

鰥一人 寡十人 惺七人 独一人

合十九人

鰥戸主刑部臣称磨口同郡吉嶋年七十二

寡 同口神門臣姪亮年七十

戸主刑部臣白磨口神門臣揆玉足亮年七十九  
同口刑部臣夜津亮年六十

同口日置郡部組手亮年七十

戸主神門臣揆小淵口鳥丞部臣赤亮年五十九

惺子戸主刑部臣白磨勝部臣磯磨年十六

同口神門臣族市主亮年十七

戸主神門臣族小淵口同姓石山年十五

同口神門臣族国忍 年十五

〃 稻付 年十一

〃 依人 年十五

戸主物部足口財常磨 年六

独 戸主物部牛磨口語部佐流亮 年五十

註) 鰥(老いたる男やもめ)

寡(夫の死んだ妻)

惺子(親の無い子供)

獨 (ひとり者)

〇〇亮(女性)

以上、展示の古文書より六点を記載したが、毎年展示される古文書を六十の手習いで、月二回学びつつある幼稚な漢文の知識でヨタヨタながら拾い読みできるのが嬉しく、まるで、宝の箱を開けるような喜びで毎年正倉院展に出かける。

今年も出かけたが、出品展示の宝物八十一・点中三十七点が必要しく公開されたものであった。いま一度拝見できたらと念願久しかった弾弓が今度再度公開されて、しかも正倉院展のポスターに写真入りで墨絵の曲芸する人物画が出ていたことは非常に嬉しかった。

## 編集後記

六月下旬に行われた衆・参両院の同時選挙では大方の予想を裏切って保革逆転はならず。自然的には空梅雨のあと、虫の居所でも悪いのか天帝の降雨三昧ぶりが続き、八〇年代に

踏み込んだばかりの今夏は何かが狂っている感じです。古い時代ですと人々は、不凶な予感だなどと語り会ったかも知れません。

記念すべき本誌一〇〇号の刊行直前の大事な時に、本号の編集を命ぜられ、原稿集めが如何にむずかしいことか、そして前号までの編集担当者の御苦労の程が、よく判りました。さて、本号には長友氏の論説以下、七人の方から玉稿をいただきました。

長友氏の論説は、江戸期に国東郡高田町に営まれた商家・佐田屋の商業帳簿類を通して近世在郷商人の実態を究明しようとしたものです。地方史における流通史分野の研究は大きく立ち遅れの現状にあるといわれますが、そうしたプレッシャーの中で本題たる流通形態へのアプローチはとも角として、佐田屋本・支店の創業に係わる研究の面だけでも、今後に大きな問題を提起する研究であり、この若い学徒の今後に期待したいと思います。

高橋・末広・小田の三氏からは、それぞれ原史・近現代史研究・呉史編纂事業とで直面している重要課題について玉稿を寄せていただきました。高橋氏の弥生期の、末広氏の近現